

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年1月18日（平成28年（行情）諮問第20号）

答申日：平成28年4月25日（平成28年度（行情）答申第24号）

事件名：平成19年度第1回等の依存性薬物検討会の議事録の一部開示決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

以下に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

平成19年度第1回依存性薬物検討会の議事要旨（案）

開催日：平成19年9月20日

平成24年度第3回依存性薬物検討会の議事要旨（案）

開催日：平成25年2月15日

平成25年度第2回依存性薬物検討会の議事要旨（案）

開催日：平成26年3月25日

平成20年度第1回依存性薬物検討会の議事要旨（案）

開催日：平成20年8月29日

平成24年度第1回依存性薬物検討会の議事要旨（案）

開催日：平成24年4月18日

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年8月31日付け厚生労働省発薬食0831第85号ないし第88号及び同年9月8日付け厚生労働省発薬食0908第65号で行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

国立公文書館所蔵の資料、「基準・認証制度の拡充について（回答）麻薬及び向精神薬の指定について（平成18年7月6日）」によると、依存性薬物検討会は医薬食品局長の私的諮問機関であり、懇談会等行政運営上の会合に当たるので、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する

る指針 平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定」, さらに「平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議資料 懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」に則り, 本件の発言者の氏名も公開することになっている。

総合すると, 私的諮問機関の依存性薬物検討会の発言者氏名も原則公開であるはずである。

そもそも依存性薬物検討会の委員は, 自ら公表している方もいる上, 公表済みの資料から容易に推測でき, 指定薬物部会の委員とかなりの部分重複していることが明らかである。それどころか, 指定薬物部会の委員は, 昨今, 大幅な規制強化を行い, 多くのいわゆる危険ドラッグを規制してきているが, 委員氏名も議事録も原則公開であるにもかかわらず, 反社会勢力から攻撃されたといった話をきいたことがない。つまるところ, 実質的に委員の氏名を秘匿することに意味はない。

むしろ, 堂々と氏名を公表し, 堂々と依存性薬物検討会の検討過程を明らかにし, 以て公共の福祉に資することこそ, 民主主義の在り方であろう。委員に危険があるのかもしれないのなら, そのために税金を引き上げてでも安全を確保すべきであり, そのようにして透明性を確保することこそ, 最も重要な民主主義の基盤を守り, 育むことになるはずだ。

諮問庁の「情報を非公開にすることによって, 率直な意見交換や意思決定に中立性を確保している」との言は, 歴史的に観ても全く逆であり, 現状, 依存性薬物検討会は, 一切の批判的検証を排除して, 殺人と同等の重罰を含む政令改正に直結する結論を示すことができる状態にあることに注目すべきだ。この不透明さこそ, 最も憂慮すべきであり, 委員氏名を公開し, 責任の所在を明確にしなくてはならない。だからこそ, 日本国憲法は31条にて適正手続を要請しているのではないか。

## (2) 意見書

異議申立人から平成28年2月15日付けで意見書が当審査会宛て提出された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから, その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件異議申立ての経緯

(1) 本件異議申立人である開示請求者は, 平成26年8月20日及び10月7日付けで, 処分庁に対して, 法3条の規定に基づき, 以下に掲げる文書の開示請求を行った。

- ・「平成19年度第1回依存性薬物検討会の議事録(検討会の内容の記録)開催日:平成19年9月20日」
- ・「平成24年度第3回依存性薬物検討会の議事録(検討会の内容の記録)開催日:平成25年2月15日」

- ・「平成25年度第2回依存性薬物検討会の議事録（検討会の内容の記録）開催日：平成26年3月25日」
  - ・「平成20年度第1回依存性薬物検討会の議事録（検討会の内容の記録）開催日：平成20年8月29日」
  - ・「平成24年度第1回依存性薬物検討会の議事録（検討会の内容の記録）開催日：平成24年4月18日」
- (2) これに対して、処分庁が平成26年9月12日付け厚生労働省発薬食0912第8号及び平成26年10月24日付け厚生労働省発薬食1024第20～23号により不開示決定（以下「先行決定」という。）を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、平成26年11月13日及び12月15日付けで異議申立てを提起し、平成27年2月12日及び3月17日付けで諮問庁は、先行決定を維持することが妥当である旨の諮問を行った。
- (3) 平成27年7月、情報公開・個人情報保護審査会は、厚生労働省が本件対象文書を保有していると認められることから、改めて開示決定等すべきである旨の答申を行った。諮問庁は、当該答申を踏まえ、改めて本件対象文書の特定を行い、原処分を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、平成27年10月19日に異議申立てを提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法5条1号、5号及び6号柱書の規定により部分開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものと考ええる。

## 3 理由

### (1) 依存性薬物検討会について

麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とし、依存性薬物の規制に関すること、その他必要な事項等の検討を行うものであり、必要に応じて厚生労働省医薬・生活衛生局長（本件対象文書作成時点では医薬食品局長）が招集している。

### (2) 不開示情報該当性について

麻薬指定に相当するか否かを検討するためには、様々な情報を総合的に勘案する必要がある。検討対象となる物質に関する事実確認及び調査研究等が必要不可欠である。我が国においては、厳しく麻薬等の乱用防止や取締りに取り組んでおり、その結果、他の先進諸国に比べ、国民の薬物生涯経験率は著しく低い水準に留まっている。危険ドラッグ（麻薬の類似成分を含む）が社会問題となり、今後とも薬物乱用防止や取締りの強化が強く求められている中、当該検討対象となる物質に関する情報

等が公にされると、これを悪用して、中枢神経に影響を及ぼし、保健衛生上の危害を生じさせるが、麻薬指定の基準には抵触せず、取締りが困難な薬物を作成しようとする者が現れるおそれがある。

以下、原処分において不開示とした検討会委員等の氏名の不開示情報該当性について説明する。なお、②、③に関して、諮問庁では妨害や不当な圧力の具体例を把握しているが、それを記載することは、検討会委員等に対しさらなる妨害等が行われるおそれがあることから差し控えることとする。

①法5条1号該当性

検討会委員等の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

②法5条5号該当性

検討会委員等の氏名は、国の機関の内部における検討に関する情報であって、公にされると、検討会委員等に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等から、妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。

③法5条6号柱書き該当性

検討会委員等の氏名は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にされると、検討会委員等に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等から妨害や不当な圧力をかけられ、検討会委員等から協力を得ることが困難になることが予想され、これにより麻薬指定に関する専門的な意見を聞くことができなくなり、麻薬指定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、異議申立書の中で、「依存性薬物検討会は、医薬食品局長の私的諮問機関であり、発言者氏名は原則公開」と主張している。しかしながら、本検討会は、乱用されている物質のあり方を検討するものであり、検討会委員等の氏名の公開が、その検討に支障を来すことは、前述したとおりである。

異議申立人は、委員の氏名については、自ら公表している方もいること、いわゆる危険ドラッグの規制に関する指定薬物部会の委員氏名は原則公開であるにもかかわらず、反社会勢力から攻撃されたという話も聴かないことから、実質的に委員の氏名を秘匿する意味がないことを理由

に開示を主張しているが、自ら公表していると主張する根拠が示されておらず、その主張が正しいと仮定した場合であっても、異議申立人が主張するところの公表の仕方が、不特定多数の者が知りうる方法か否かは明確では無く、法5条各号で規定されている「公にすること」と同列とは言い切れない。さらに、自ら公表することと法に基づく開示決定とは別物である。

また、仮に検討会委員等の氏名を開示した場合に、異議申立人のいう反社会勢力から攻撃を受けないという保証は無い。海外においては、現に麻薬を取り扱う武装犯罪組織から司法関係者が脅迫や襲撃を受ける事例が頻発し、我が国においても、薬物犯罪を取締まる警察関係者が暴力団組織から攻撃を受ける事例があった。なお、諮問庁において把握している具体例については、上記3(2)柱書きで示したとおり差し控えることとする。

よって、異議申立人の反社会的勢力から攻撃を受けた話はきかないという主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| ①平成28年1月18日 | 諮問の受理                             |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                     |
| ③同年2月2日     | 審議                                |
| ④同年4月14日    | 委員の交代に伴う所要の手續並びに<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤同月21日      | 審議                                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、検討会委員の氏名については、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないこと、同条5号及び6号柱書きにも該当することから不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分が妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、平成19年度第1回等依存性薬物検討会の議事の要

旨を記した文書であり、検討会委員の氏名が不開示とされている。

当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の3(2)のとおり説明する。

- (2) 当審査会は、別件開示請求にかかる答申（平成27年度（行情）答申第896号。以下「先例答申」という。）において、不開示部分（検討会委員の氏名）の不開示情報該当性について次のように判断している。

検討会委員の氏名については、物質指定に関する検討を行うために意見を聞いている専門家が明らかになると、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認することができ、法5条5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

- (3) そこで検討するに、当該部分は、先例答申の不開示部分と同様の情報であると認められるところ、仮に当該部分を公にすると、検討会委員に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とした部分は同条5号に該当すると認められるので、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子